b　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号３に定める被生活保護者等の実数のうち居住地不明者等の実数の合計数

c　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号４に定める前年度における被生活保護者等の数のうち居住地不明者等の数の合計数

α　普通交付税に関する省令別表第２の５に定める率

原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十六　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。

六十七　公立大学法人が設置する大学に附属させて設置する中学校及び高等学校の運営に要する経費があること。

地方独立行政法人法第七十七条の二の規定に基づき公立大学法人が設置する大学に附属させて設置する中学校（以下「附属中学校」という。）及び高等学校（以下「附属高校」という。）の運営に要する経費について、次の各号によって算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の(1)又は(2)によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

(1)　当該附属中学校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

(2)　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額。この場合において、地方交付税法別表第一第三号の２中「六、二三七、〇〇〇」とあるのは、「八、二二八、〇〇〇」と読み替えるものとする。

ロ　当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額

二　次に掲げる額の合算額

イ　次の(1)又は(2)によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

(1)　当該附属高校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

(2)　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（教職員数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額

ロ　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（生徒数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額

次の各号によって算出した額の合算額とする。

一　当該道府県が職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十八　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策

b　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号３に定める被生活保護者等の実数のうち居住地不明者等の実数の合計数

c　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号４に定める前年度における被生活保護者等の数のうち居住地不明者等の数の合計数

α　普通交付税に関する省令別表第２の５に定める率

原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十八　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。

六十九　公立大学法人が設置する大学に附属させて設置する中学校及び高等学校の運営に要する経費があること。

地方独立行政法人法第七十七条の二の規定に基づき公立大学法人が設置する大学に附属させて設置する中学校（以下「附属中学校」という。）及び高等学校（以下「附属高校」という。）の運営に要する経費について、次の各号によって算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の(1)又は(2)によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

(1)　当該附属中学校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

(2)　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額。この場合において、地方交付税法別表第一第三号の２中「六、三二二、〇〇〇」とあるのは、「八、三二八、〇〇〇」と読み替えるものとする。

ロ　当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額

二　次に掲げる額の合算額

イ　次の(1)又は(2)によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

(1)　当該附属高校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

(2)　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（教職員数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額

ロ　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（生徒数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額

次の各号によって算出した額の合算額とする。

一　当該道府県が職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策に要